

用語の解説

用語	内容
電子マニフェスト	産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。(廃棄物処理法第12条の5に規定する制度)
紙マニフェスト	廃棄物処理法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票。産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者、処分業者(中間処理業者又は最終処分業者)が産業廃棄物の受け渡しを確認するための複写式伝票をいう。
情報処理センター	廃棄物処理法第13条の2に基づき環境大臣が全国で1つ指定する電子マニフェストの運営主体。その情報処理センターに財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが指定されている。
行政報告	廃棄物処理法や都道府県等の条例・要綱に基づき、排出事業者や処理業者が都道府県等に提出する産業廃棄物の減量化計画(法第12条第7項及び8項に基づく多量排出事業者の減量化計画、計画実施状況等)、処理実績(前年度の廃棄物種類別の収集運搬実績、処分実績等)等の報告。
ASP (Application Service Provider)	業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者のこと。利用者はパソコンからインターネット経由でASPの保有するサーバにアクセスして、インストールされた業務ソフトを利用する。これらの中には、電子マニフェストとICタグやGPS等を組み合わせた透明性の高い廃棄物管理システムをサービスとして提供している事業者もある。
GPS (Global Positioning System)	全地球測位システム。人工衛星を利用して、地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステム。廃棄物を運搬する車両に、このGPS受信機を設置し、インターネットを通して運行経路を管理するシステムが実用化されている。
二次マニフェスト登録の紐付け処理	中間処理業者が中間処理残さ等を委託処理する場合、排出事業者の立場で、電子マニフェストを活用して2次マニフェスト登録する際、中間処理前の廃棄物情報と中間処理後の廃棄物情報を関連付けて情報処理センターに登録する操作。これにより排出事業者(一次)は、最終処分までの廃棄物の流れが把握可能となる。

<p>EDI (Electronic Data Interchange)</p>	<p>電子データ交換。企業がコンピュータ入力した情報を、取引先企業のコンピュータに人手を介さずに電子的にデータ交換すること。 情報処理センターでは、情報処理センターとEDI接続する通信手順等の仕様を公開している。この仕様に基づくシステムの構築・調達（自社開発あるいはASPの活用等）により、情報処理センターとアクセス可能。ASPを活用する場合は、EDIによるアクセス方法となる。</p>
<p>C / S (Client Server System)</p>	<p>通信ネットワーク形態の 1 つで、情報を集中管理するコンピュータ（サーバ）を中心に、複数のパソコン端末（クライアント）がネットワークで接続されている仕組み。 電子マニフェストの場合、情報処理センターが管理するホストコンピュータと利用者のパソコンを電話回線（KDD網）で接続してマニフェスト情報をやり取りする仕組みをいう。</p>
<p>産廃情報ネット</p>	<p>（財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産業廃棄物総合サイトのこと。（http://www.sanpainet.or.jp）</p>
<p>PDA (Personal Digital Assistance)</p>	<p>個人用の携帯情報端末。手のひらに収まるくらいの大きさの電子機器で、パソコンの持つ機能の一部を実装したもの。</p>